いじめの防止のための基本的な方針

平成 26 年 3 月

（改正：平成 27 年 11 月）

（改正：令和 8 年 5 月）

（改正：令和 8 年 9 月）

静岡県立沼津工業高等学校

目　　次

第１章　いじめの防止等の基本的な考え方
　１　いじめの定義
　２　いじめの理解
　３　いじめの防止等に関する基本的な考え方
第２章　組織の設置
　１　構成員
　２　組織の役割
第３章　いじめの防止対策
　１　授業、ホームルーム活動を利用した指導
　２　人間関係づくり
　３　生徒による自主的な活動（ピア・サポートシステムの構築）
　４　保護者との連携
　５　教職員研修
　６　配慮を要する子どもへの支援
　７　年間指導計画
　８　検証と評価
第４章　いじめの早期発見
　１　ホームルームでの観察
　２　授業での観察
　３　部活動での観察
　４　生活アンケートの実施と面談
　５　相談体制の整備
第５章　いじめに対する措置
　１　事実確認
　２　教育委員会への報告
　３　被害生徒への支援
　４　加害生徒への指導
　５　保護者への対応
　６　外部機関との連携
　７　いじめ対応フロー図
第６章　重大事態への対処
　１　重大事態の認知
　２　教育委員会への報告・調査組織による調査
　３　被害生徒・保護者への情報提供
　４　報道対応
　５　重大事態対応フロー図

第１章　いじめの防止等の基本的な考え方

本校は昭和 14 年に静岡県立沼津工業学校として開校した静岡県東部地区で最も歴史のある工業高校です。不撓の精神を基とし、和・徳・体の調和的発展を目指すと共に敬愛の心を育成し、社会性豊かな人間の育成に努めることを目標としています。

全校生徒が学校の内外を問わず安心して学校生活を送り、充実した教育活動に取り組めるよう、教職員が生徒と共に、いじめを抑止し人権を守る土壌をはぐくみ、県、国、市町、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服します。

子どもが、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、いじめの問題について理解を深めることにより、いじめの防止に向けた主体的かつ自主的な取組ができるようにします。

そのために日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切かつ迅速に解決するために、いじめ防止基本方針（いじめ防止全体計画）を定めることとしました。

１　いじめの定義

いじめとは、ある生徒に対して一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等の情報機器・情報端末を通じて行われるものを含む）で、行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものを言います。

具体的な表れとしては、例えば以下のようなものが考えられます。

（１）冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
（２）仲間外れ、集団からの無視をされる。
（３）体を当てられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
　　（軽いもの、遊ぶふりによるものも含む）
（４）金品をたかられる。
（５）金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
（６）嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする。
（７）パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
（８）複数の生徒が結託する、明らかに優位な力関係にある等の状況下で一方的に不快な行為を受ける。

２　いじめの理解

本校ではいじめを次のように考えます。

（１）いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものであり、とりわけ、「嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験する。

（２）いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。

（３）いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。

（４）いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

（５）いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。

（６）いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

３　いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為です。しかしながら、どの生徒達にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、地域が一体となって、一過性ではなく、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければなりません。

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要があります。とりわけ、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められます。

本校ではいじめ防止のために以下のような対応を行います。

（１）授業、ホームルーム活動の時間を利用した道徳教育や人間関係づくり等による未然防止

（２）ホームルーム、授業、部活動等での観察と生活アンケートによる早期発見

（３）家庭、地域、学校が連携・協力して子どもを見守る態勢を構築することによる早期発見と健やかでたくましい心を持ったいじめに向かわない子どもの育成

（４）被害生徒への支援と加害生徒への指導を中心としたいじめ解決への対応

（５）重大な被害や長期欠席等を伴う重大事態への対処

（６）いじめ防止対策に関する研修等による教職員の資質向上

第２章　組織の設置

いじめに関する情報の収集、記録、取組方針の企画立案等を目的とした、いじめの防止等の中核となる常設の組織「いじめ防止対策委員会」を設置します。

１　構成員

校長、副校長、教頭、教育相談部長、保健指導部長、各学年主任、養護教諭を構成員とします。

その他必要に応じて、生徒指導部長や学級担任、部活動顧問など関係が深い職員やＰＴＡ役員、学校運営協議会委員、スクールカウンセラー等が参加します。

２　組織の役割

設置する組織は以下の内容を行います。

（１）いじめの未然防止対策の企画・実施
（２）いじめへの対応
（３）教職員の資質向上のための校内研修の企画・実施
（４）年間計画の作成
（５）年間計画進捗状況の点検
（６）各取組の有効性の点検
（７）いじめ防止基本方針の見直し
（８）重大事態への対応
（９）相談、通報の窓口

第３章　いじめの防止対策

１　授業、ホームルーム活動を利用した指導

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮します。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になります。

生徒達が、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「やさしさ」等に触れれば、自分自身の生活や行動を省み、いじめの抑止につながると考えられます。ホームルーム活動や授業において、生徒の実態や社会情勢に合わせ、題材や資料内容を検討しながら、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、互いの個性を認め、心の通う人間関係づくりに資するコミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため道徳教育等の充実を図ります。

２　人間関係づくり

生徒達が、自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組が大切です。文化祭や体育祭をはじめとする学校行事は、この「心の居場所づくり」に、最適な機会になるよう計画されることが望ましいと考えます。個々の生徒が、他者と関わり合いながら活躍できる機会を提供することからは、健全な人間関係づくりの力が養われます。年度当初のホームルーム活動や宿泊研修において人間関係づくりの機会を設けます。

また、子どもは家庭や学校のみならず、地域などの様々な集団において、自分だけでなく他人への理解も深め、きまりを守ろうとする意識や互いを尊重する感覚を育てていくことを念頭に、家庭・地域・学校の連携を深め、いじめに向かわない子どもを育てていきます。

３　生徒による自主的な活動（ピア・サポートシステムの構築）

ピア・サポートとは、若者たちがすでに持っている援助的性向を活かして適切な訓練と支援を与えることによって、自然な支援プロセスを促進するシステムのことです。生徒同士の相談相手（ピア・カウンセラー）や相談相手まではいかなくても、支えたり、励ましたりする仲間（ピア・サポーター、ピア・ヘルパー、ピア・チューターなど）を生徒の中で作る取り組みを、ホームルーム活動などの時間を使って行います。

４　保護者との連携

保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切です。問題が何も起こっていないときでも、保護者との信頼関係を築く目的で、個人面談や学級懇談会の折りに、生徒の学校や家庭での様子を、お互いの情報を交換して、気になるところ等について情報の共有をしておきます。

５　教職員研修

校内研修や教職員による情報交換会を定期的に実施し、いじめ問題について、すべての教職員で共通理解を図ります。また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につける目的で、教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、カウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究等を計画的に実施します。

６　配慮を要する子どもへの支援

学校として特に配慮が必要な子どもについては日常的に、配慮を必要とする子どもの特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行います。

７　年間指導計画

全日制　年間指導計画（関連行事等）

<table>
<tr><th></th><th>１年</th><th>２年</th><th>３年</th></tr>
<tr><td rowspan="2">４月</td><td colspan="3">いじめ防止対策委員会（基本方針、年間活動計画）
校内研修（年度当初職員会議、基本方針説明）　　情報交換会（学年会）
ホームルーム活動：人間関係づくり　　面接週間</td></tr>
<tr><td>入学式(基本方針説明)
ピア・サポート研修</td><td colspan="2">始業式(学校いじめ防止基本方針について説明)</td></tr>
<tr><td>５月</td><td colspan="3">学校運営協議会（学校いじめ防止基本方針について説明）
PTA 総会（クラス懇談会）</td></tr>
<tr><td>６月</td><td colspan="3">PTA 地区会</td></tr>
<tr><td>７月</td><td colspan="3">情報交換会（学年会）
人権教育講座　　全校集会　　学年集会</td></tr>
<tr><td>８月</td><td colspan="3">面談
職員研修</td></tr>
<tr><td>９月</td><td colspan="3">面接週間　　生活状況調査（生徒）</td></tr>
<tr><td>10 月</td><td colspan="3">沼工祭（文化祭、体育祭）　　学校運営協議会</td></tr>
<tr><td>11 月</td><td colspan="3">芸術鑑賞教室</td></tr>
<tr><td rowspan="2">12 月</td><td>遠足</td><td>修学旅行</td><td>遠足</td></tr>
<tr><td colspan="3">全校集会　　学年集会　　学校生活調査（生徒・保護者）
情報交換会（学年会）</td></tr>
<tr><td>１月</td><td colspan="3">全校集会　　学年集会</td></tr>
<tr><td>２月</td><td colspan="3">いじめ防止対策委員会（点検・見直し）
学校運営協議会（年間総括）</td></tr>
<tr><td>３月</td><td colspan="3">全校集会　　学年集会
情報交換会（学年会）</td></tr>
</table>

８　検証と評価

取組状況の把握と検証の目的で、いじめ防止対策委員会を定期的に開催し、取組状況の確認を行います。いじめ対策において予定された事業が計画通りに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証などを行うと共に、必要に応じて基本方針や計画の見直し等を行います。

第４章　いじめの早期発見

１　ホームルームでの観察

ホームルーム担任は、日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにします。休み時間・放課後の生徒との雑談や当番日誌等を活用し、交友関係や悩みを把握します。面接週間等の機会を活用し、情報の収集に努めます。

３日間欠席が続いた場合は保護者への電話連絡を行い、５日以上欠席が続いた場合は家庭訪問を実施すること、欠席が通算で 15 日を超える場合は職員会議等での報告を行い、全職員で情報を共有することを原則とします。

２　授業での観察

授業担当者は、生徒の気になる変化が見られたり、遊びやふざけなどのようにも見えるものの気になる行為があった等の場合、５Ｗ１Ｈ（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）をメモし、学年部（担任）と情報を共有します。学年部は定期的に情報を共有し、必要に応じて関係者を招集し、対応を話し合います。

３　部活動での観察

部活動顧問は、所属する生徒の変化に注意し、気になる変化が見られた場合は、学年部（担任）と連絡を取り情報交換をします。また、部活動の開始前や終了後の生徒の活動にも気を配ります。定期的にミーティングや面談を行い、部活動の生徒の状況を把握しておきます。

４　生活アンケートの実施と面談

生徒への生活アンケートを定期的に実施します。生活アンケートを集計し、必要に応じて面談を行います。面談結果をもとに対応を検討し、「見守り」、「カウンセリング」等の対策を実施します。

５　相談体制の整備

生徒（保護者）の相談を受ける窓口として、校内に相談員を置きます。相談員には、副校長、教頭のほか、教育相談部の職員をあてます。

心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー

等の協力を得るなど、子ども、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。

第５章　いじめに対する措置

１　事実確認

観察、アンケートと面談、生徒からの相談等により、生徒がいじめを受けていると思われる場合、当該学年部及び関係職員により事実確認を行います。いじめが疑われる場合、いじめ防止対策委員会の開催を要請します。

２　教育委員会への報告

いじめ防止対策委員会において事実確認された場合、管理職が教育委員会にすみやかに報告します。

３　被害生徒への支援

いじめ防止対策委員会で協議した対応に基づき、教育相談部が中心となり、被害生徒と保護者へのカウンセリング等の支援を行います。必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家の協力を得るための連絡・調整を行います。

また、状況に応じて加害生徒及び保護者への指導・助言を行います。

４　加害生徒への指導

いじめ防止対策委員会で協議した対応に基づき、生徒指導部による加害生徒に対する事情聴取及び懲戒指導を行います。また、認知したいじめが犯罪行為に該当すると判断した場合は、警察に相談し連携して対応します。

５　保護者への対応

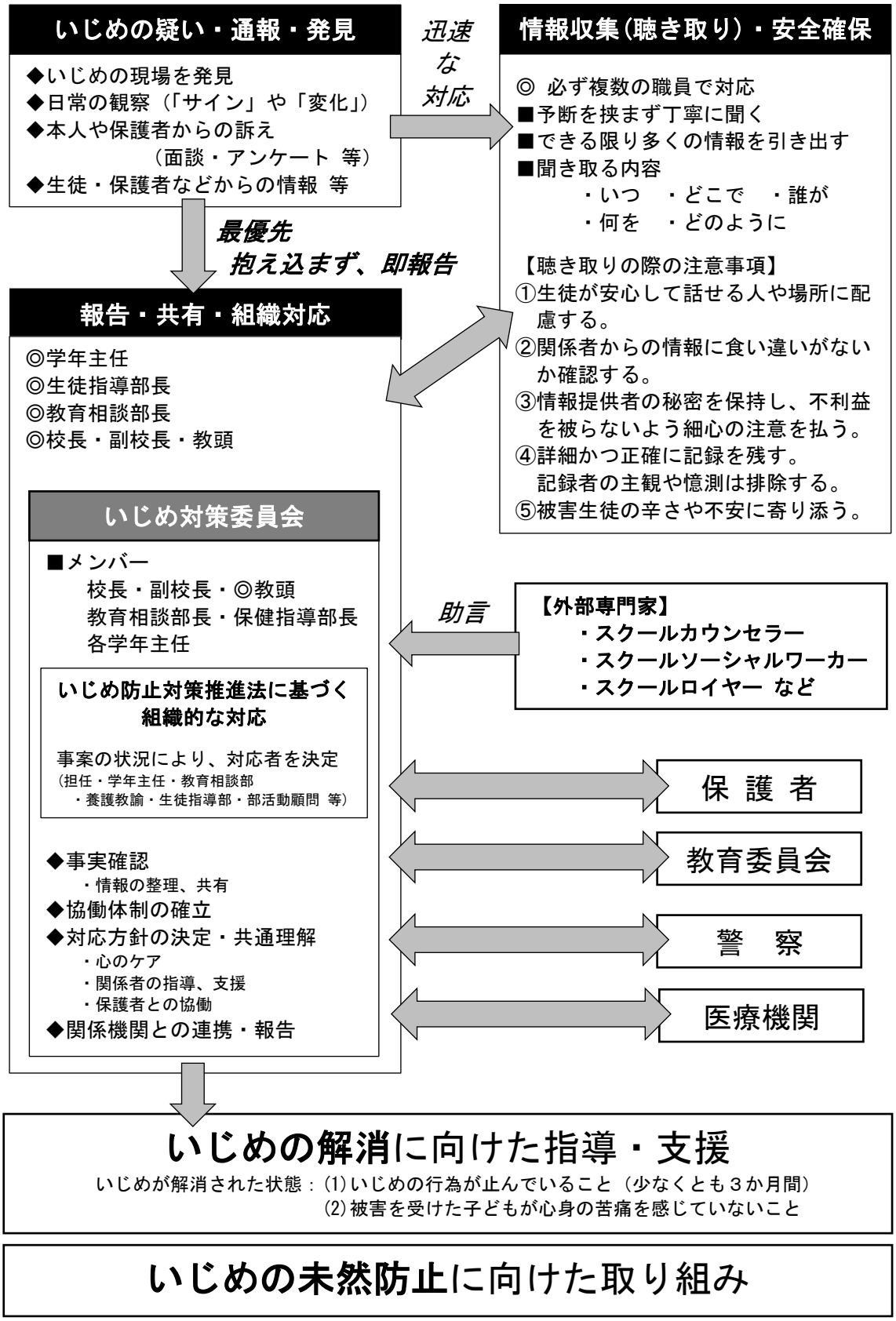
指導の過程において、被害生徒の保護者と加害生徒の保護者への情報提供を適切に行います。被害生徒が安心して授業を受けることができる環境を作るため、保護者と十分協議し対応を行います。

６　外部機関との連携

いじめ防止対策委員会で協議した対応に基づき、被害生徒及び加害生徒への対応に関して、必要に応じて下記の外部機関との連携を行います。

（１）沼津警察署　生活安全課　　℡：055-952-0110
（２）沼津市青少年教育センター　　℡：055-951-3440
（３）東部健康福祉センター（東部児童相談所）　　℡：055-920-2085
（４）静岡県総合教育センター教育相談班　　℡：0537-24-9735

７　いじめ対応フロー図


いじめの疑い・通報・発見
◆いじめの現場を発見
◆日常の観察（「サイン」や「変化」）
◆本人や保護者からの訴え
（面談・アンケート 等）
◆生徒・保護者などからの情報 等
迅速な対応
情報収集(聴き取り)・安全確保
◎ 必ず複数の職員で対応
■予断を挟まず丁寧に聞く
■できる限り多くの情報を引き出す
■聞き取る内容
・いつ　・どこで　・誰が
・何を　・どのように
【聴き取りの際の注意事項】
①生徒が安心して話せる人や場所に配慮する。
②関係者からの情報に食い違いがないか確認する。
③情報提供者の秘密を保持し、不利益を被らないよう細心の注意を払う。
④詳細かつ正確に記録を残す。
記録者の主観や憶測は排除する。
⑤被害生徒の辛さや不安に寄り添う。
最優先
抱え込まず、即報告
報告・共有・組織対応
◎学年主任
◎生徒指導部長
◎教育相談部長
◎校長・副校長・教頭
いじめ対策委員会
■メンバー
校長・副校長・◎教頭
教育相談部長・保健指導部長
各学年主任
いじめ防止対策推進法に基づく組織的な対応
事案の状況により、対応者を決定
（担任・学年主任・教育相談部
・養護教諭・生徒指導部・部活動顧問 等）
◆事実確認
・情報の整理、共有
◆協働体制の確立
◆対応方針の決定・共通理解
・心のケア
・関係者の指導、支援
・保護者との協働
◆関係機関との連携・報告
助言
【外部専門家】
・スクールカウンセラー
・スクールソーシャルワーカー
・スクールロイヤー など
保 護 者
教育委員会
警　察
医療機関
いじめの解消に向けた指導・支援
いじめが解消された状態：(1)いじめの行為が止んでいること（少なくとも３か月間）
(2)被害を受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと
いじめの未然防止に向けた取り組み

第６章　重大事態への対処

１　重大事態の認知

重大事態とは、次のような場合を言います。

（１）　いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

・子どもが自殺を企図した場合
・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合 等

（２）　欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間（年間 30 日を目安とする)、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間連続して欠席しているとき。

（３）　子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申し立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む)。

２　教育委員会への報告・調査組織による調査

重大事態が発生した場合には、学校の設置者（県教育委員会）に報告し、設置者の判断のもと、速やかに設置者又は学校のもとに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行います。この際、因果関係の特定を急ぐべきではありません。

調査は、網羅的明確に行い、調査方法は、子どもや教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査などが考えられます。

なお、子どもの入院や死亡など、いじめられた子どもからの聴き取りが不可能な場合は、子どもの尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行います。

３　被害生徒・保護者への情報提供

本校では、いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供します。

４　報道対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要です。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。また、自殺に

ついては連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要があります。

５　重大事態対応フロー図

□ いじめの疑いに関する情報

法第 22 条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」においていじめの疑いに関する情報の収集、記録共有及びいじめの事実の確認を行い、結果を学校の設置者（県教育委員会）へ報告

□ 重大事態の発生

重大事態の発生を学校の設置者に報告

重大事態とは…
① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い
② 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い

□ 調　　査　※ 学校の設置者が調査主体を判断

【学校が調査主体の場合】
学校の設置者の指導、助言のもと、以下のような対応にあたる

□ 学校のもとに、重大事態の調査組織を設置
□ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
□ いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して適切に情報提供
□ 調査結果を学校の設置者に報告
□ 調査結果をふまえた必要な措置

【学校の設置者が調査主体の場合】
□ 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力